

コンプライアンス

東京エレクトロングループでは、公正で信頼される企業活動を行うため、企業倫理とコンプライアンスを徹底しています。

企業倫理・コンプライアンスについての考え方

「信頼」は当社グループの生命線です。この「信頼」を維持するためには、会社で働く個人のみならず、各組織においても企業倫理を遵守し、コンプライアンス(法令等遵守)を実践することが基本となります。

「東京エレクトロングループにおける内部統制基本方針」においても、高い倫理観やコンプライアンス意識を持って行動することをグループ全社員に求めています。

倫理基準、倫理担当取締役、倫理委員会

グローバルな事業活動を行うための共通基準として、1998年に「東京エレクトロングループ倫理基準」を制定しました(2007年6月に改訂)。

また、同年より、倫理担当取締役を任命するとともに、企業倫理を浸透させるための運用機関として倫理委員会を設けています。

この倫理基準は、当社および当社グループの全社員の行動規範として、海外を含むグループ全体に配布しています。

【東京エレクトロングループ倫理基準】

序文

I. 基本原則

1. 法令等の遵守
2. 社会的良識による行動
3. 地域社会との共生

II. 誠実かつ公正な事業活動

- II-1 技術、安全、環境
4. 安全の確保・品質の追求
5. 環境保全活動の推進
6. モノづくりにおける倫理
- II-2 公正な取引
7. 公正で自由な競争の推進
8. サプライヤーとの公正な取引
9. 機密情報の取扱い
10. 輸出入管理の徹底
11. 常識をわきまえた贈答や接待
- II-3 会社と個人との関わり
12. 利益相反行為の禁止
13. 会社財産の不正使用の禁止
14. ハラスメント行為の禁止

III. 社会のよき一員として

15. インサイダー取引の禁止
16. 政治的活動および政治献金の禁止
17. 反社会的勢力への関与の禁止
18. 個人の尊重

運用*

*運用では「個別事項」や「手続き」などについて定めている。

コンプライアンス・内部統制担当執行役員

2009年4月より、当社執行役員の中にコンプライアンス・内部統制担当執行役員を任命し、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上とさらなる徹底に努めています。

コンプライアンスの実践・徹底に向けた取り組み

倫理基準のもと、コンプライアンスに関する基本事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定しています。この規程は、当社グループの事業活動に従事する者が、法令・規則、国際的なルールおよび社内のルールを正確に理解し、それらに則した行動を継続的に実践することを目的としています。

①内部通報制度

法令や企業倫理に反する疑いのある行為について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度(ホットライン)を運用しています。通報者の匿名性を保証するとともに、不利益がないことを確保しています。

②社員教育

Webを活用した全社員必修の社員教育、社内イントラネットを通じた情報発信など、コンプライアンスの実践と意識向上に向けた施策を実行しています。

③国内法令管理

コンプライアンス違反リスクを軽減するため、業務や規程にかかわる国内法令について定期的に洗い出しを実施しています。これら関連法令の改正情報について、外部Webサービスを利用して適時に受領し、規程の改訂、業務手順の変更、関係者周知など、適切な対応を行っています。

④個人情報保護

「個人情報保護法」の施行を受けて、個人情報保護基本方針、規程、および関連マニュアル類を整備し、Web教育などを通してその浸透に努めています。加えて、個人情報保護対策サーバの設置、暗号化機能の導入、パスワード付補助記憶装置の使用など、個人情報管理の強化を図っています。